

## 第2回岐阜大学動物性集合胚生命倫理審査委員会 議事概要

日時：令和8年5月21日（木）～ 6月1日（月）

形式：メール開催

出席者：「岐阜大学動物性集合胚生命倫理審査委員会細則（令和8年3月30日岐大細則第20号）」（以下、「本学委員会細則」という。）

第4条第1項第1号に規定する委員

道上 知美（岐阜大学医学系研究科法医学分野 教授）

二上 英樹（岐阜大学糖鎖生命コア研究所 教授）

秋山 治彦（岐阜大学医学系研究科整形外科学分野 教授）

大沢 匡毅（岐阜大学医学系研究科生命機能分子設計分野 教授）

磯部 真倫（岐阜大学医学系研究科産科婦人科学分野 教授）

第4条第1項第2号に規定する委員

谷口 泰弘（岐阜大学医学系研究科医学系倫理・社会医学分野 教授）

第4条第1項第2号及び第4号に規定する委員

服部 誠一（弁護士法人さわやか法律事務所 弁護士）

第4条第1項第3号及び第4号に規定する委員

鷺見 由美子（一般市民）

第4条第1項第1号に規定する委員

坂口 謙一郎（岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科 准教授）

第4条第1項第1号及び第4号に規定する委員

檜井 栄一（岐阜薬科大学薬学部 教授）

第4条第1項第2号に規定する委員

加藤 太喜子（岐阜大学医学系研究科医学系倫理・社会医学分野 准教授）

第4条第1項第2号及び第4号に規定する委員

神里 彩子（国立成育医療研究センター医事法制研究部 部長）

欠席：-

事務局：新地 博、津田 誠、神谷 康一、土田 和広、栗本 拓也

開催要件等について：

本学委員会細則第4条第1項の規定を満たしており、委員会が成立していることを確認した。

- (1) 生物学・医学の専門家等，自然科学の有識者が含まれていること。  
7名出席
- (2) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学の有識者が含まれていること。  
4名出席
- (3) 一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること。  
1名出席
- (4) 本学に所属しない者が2名以上含まれていること。  
4名出席
- (5) 男女両性で構成されていること。  
男性8名、女性4名出席

- (6) 5名以上であること。  
12名出席

委員の中に、審査の公平性に影響する利害関係を持つ人はいなかった。  
前回議事要録及び議事概要について、特段の異議はなく、原案のとおり承認された。

## 議 題 審議事項

1. 研究計画書（観察研究・ゲノム研究）について  
以下の申請について審議を行った。

研究計画の名称

研究課題名：「iPS 細胞を用いたキメラ技術による動物体内ヒト臓器作製の基盤構築研究」

研究代表機関の名称 岐阜大学

研究責任者 高等研究員 准教授（申請者：同）

本件については、本学動物性集合胚生命倫理審査委員会細則第7条第7項の規定に基づき、メールによる持ち回り審議を行った。  
その結果、承認11名、条件付き承認1名であったため、条件を付して承認とした。

審議結果 条件付き承認

判定理由 前回委員会における指摘事項を踏まえた修正が行われ、審査基準を満たすと判断されたため。

2. 特定胚（動物性集合胚）の作成に関する届出について  
以下の申請について審議を行った。

作成しようとする胚の種類 動物性集合胚

届出機関の名称 東海国立大学機構

届出責任者 松尾 清一（東海国立大学機構長）

本件については、本学動物性集合胚生命倫理審査委員会細則第7条第7項の規定に基づき、メールによる持ち回り審議を行った。  
その結果、承認11名、条件付き承認1名であったため、条件を付して承認とした。

審議結果 条件付き承認

判定理由 前回委員会における指摘事項を踏まえた修正が行われ、審査基準を満たすと判断されたため。

3. 条件及び対応

指摘事項修正後、委員長及び副委員長による確認を経て、令和8年5月29日（金）から同年6月1日（月）までの期間において各委員へ再確認を行い、承認を得た。

以 上